

東日本大震災南三陸町追悼式開催について



今年は、東日本大震災発災から15年の節目の年に当たります。東日本大震災により犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、震災の記憶を風化させることなく後世に伝えるとともに、震災からの復興を誓い、町主催による追悼式を開催します。

ご遺族をはじめ、多くの町民皆さんにご参列賜りますようご案内申し上げます。

日時 3月11日(水) 午後2時45分開式(午後1時30分開場)

場所 南三陸町総合体育館

- 献花用の花は町で用意しています。香料・供花・供物などをご遠慮ください。
- 臨時駐車場として、バイサイドアリーナ、病院・ケアセンターの駐車場が利用できます。
- 会場では午後6時まで献花ができます。
- 町民の皆さんには、午後2時46分からの一斉黙とうにご協力をお願いします。
- 感染防止のため、参列される人は、当日の体調確認をお願いします。

☎ 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～2月11日は「自主防災組織の体制を確認する日」です～

■自主防災組織は、自発的に自分たちの町、自分たちの地域・隣人を守り合うため組織です。

緊急時における連絡方法や自らの役割について確認しましょう

災害発生時には、避難などの自身の安全確保といった「自助」に続き、ご近所や地域における「共助」が大切です。

平時から、良好な近所づきあいを保ち、自分たちの地域を自分たちで守る体制づくりに取り組み、地域の皆さんが「自分が活動する」という自覚を持つことが大切です。それぞれの役割を明確にし、確認しておくことも緊急時の活動を円滑に進めるうえで役立ちます。

また、地域包括支援センターなどと連携を図り、自力で避難することが難しい人への対応も検討しましょう。



■自主防災組織における備蓄や防災資機材の適正な維持管理のための確認をしましょう。

備蓄や防災資機材の保管場所、使用方法などについて確認し、情報を共有しましょう

備蓄や防災資機材も緊急時に利用できなければその効果を発揮しません。

備蓄してある物やその量、備蓄場所の確認を行い、その情報を共有しましょう。特に防災資機材については、できる限り多くの人々が実際に使用して、使用方法を身につけていただくようにお願いします。

定期的に使用することで、資機材の点検にもなります。

☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376

お り ほ の

納

税

教室

～町県民税申告は3月16日まで～

1月に「町県民税申告のご案内」を各世帯にお送りしています。同封した「町県民税申告の手引き」と「申告チェックリスト」をご覧ください、申告が必要な場合は、期限内に申告をお願いします。受付日は世帯の収入の種類やお住まいの地区によって異なりますのでご注意ください。

なお、事業収入（漁業や農業、営業）や不動産収入がある場合は、必ず「収支内訳書」をあらかじめ作成してから来場してください。

Q 収入がなくても申告は必要なの？

収入が全くない場合や非課税所得のみの場合、町県民税が課税されることはありませんが、申告をしないと、町で所得の情報が把握できず未申告の扱いとなります。

役場で取り扱う行政サービスには、所得の情報をういて審査・算定するものが数多くあります。このため、収入が全くない場合や遺族年金や障害年金などの非課税所得のみの場合（配偶者控除の対象または家族の扶養となっている場合を含む）でも**必ず申告を行ってください**。

●**手続方法** 「収入のない旨の届出書」の提出をお願いします。

●**提出方法** ・世帯のどなたかが町の申告会場で申告する場合…申告会場に提出
・町の申告会場で申告する世帯員がいない場合…町民税務課または歌津総合支所に提出

Q 年金収入のみでも申告は必要なの？

国民年金や厚生年金などの公的年金収入がある場合は、年金支払者（日本年金機構など）から役場に対して「公的年金等年金支払報告書」が提出されるため、申告をしなくても未申告とはなりません。

ただし、公的年金収入の合計金額が次に該当する場合で、源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を追加する場合や、源泉徴収されている所得税の還付を受けるためには申告が必要です。

①65歳以上の場合（昭和36年1月1日以前生まれ）⇒ 年金収入が148万円超

②65歳未満の場合（昭和36年1月2日以降生まれ）⇒ 年金収入が98万円超

※複数の年金を受け取っている場合は、その合計額で算出します。

※上記の金額を超えない場合は、申告は必要ありません。

* 今月の税・保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

国民健康保険税……………第9期

介護保険料……………第8期

後期高齢者医療保険料…第8期

納付期限
3月2日(月)

口座振替日
2月25日(水)

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372